

平成25年3月8日

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

個人向け信託商品「ずっと安心信託」の商品改定について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 わかばやし たつお 若林 辰雄）は、本日より、個人向け信託商品「ずっと安心信託」について、お客さまが選択できるメニューを拡充いたしますので、お知らせいたします。

「ずっと安心信託」は、3つの安心機能を備えた管理型の信託商品です。昨年3月の発売以来ご契約件数は1万件を超え、お客さまから大変ご好評をいただいております。

<ご参考>「ずっと安心信託」の3つの安心機能

安心機能①

ご自分用(定時定額受け取り)

安心機能②

ご家族用(一時金)

安心機能③

ご家族用(定時定額受け取り)

今回の商品改定は、3つの安心機能のお受け取り方法を「より自由に」「より詳細に」設計したいとお客さまからのご要望にお応えするものです。例えば、お客さまに万一のことがあった後、「葬儀費用だけでもすぐに家族が引き出せるようにしておきたい」「妻の生活費を今のうちから一定額確保しておきたい」など、より多くの想いを実現させることが可能になります。

<今回の商品改定内容> ※詳細は次頁ご参照ください。

1. 3つの安心機能を、お一つからでもお選びいただけます。
2. 3つの安心機能ごとに、あらかじめご資金の配分をご指定できます。
3. 安心機能②のお受取人を複数名ご指定できます。

「ずっと安心信託」は、お客さまとご家族の「安心」のために最長30年という長期にわたってご資金を管理できる金融商品です。今後も、三菱UFJ信託銀行は、資産管理の機能を活かした広く社会のお役に立てる商品・サービスをご提供し、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

以上

【「ずっと安心信託」商品改定の内容(新旧対照表)】

	従来の「ずっと安心信託」	新しい「ずっと安心信託」										
1	<p>「3つの安心機能」を組み合わせた、以下のA～Dコースの中から、お客さまが選択</p> <p>・3つの安心機能(①・②・③)</p> <p>① ご自分用(定時定額受け取り)</p> <p>② ご家族用(一時金)</p> <p>③ ご家族用(定時定額受け取り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>コース毎の安心機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aコース</td> <td>① + ② + ③</td> </tr> <tr> <td>Bコース</td> <td>① + ②</td> </tr> <tr> <td>Cコース</td> <td>① + ③</td> </tr> <tr> <td>Dコース</td> <td>② + ③</td> </tr> </tbody> </table>		コース毎の安心機能	Aコース	① + ② + ③	Bコース	① + ②	Cコース	① + ③	Dコース	② + ③	<p>3つの安心機能①・②・③から必要な安心機能を自由に選択いただけます。 (1つのみでも選択いただけます。)</p> <p>左記4つの組み合わせに加え、</p> <p>+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安心機能①のみ」 ・「安心機能②のみ」 も選択いただけます。 ・「安心機能③のみ」
	コース毎の安心機能											
Aコース	① + ② + ③											
Bコース	① + ②											
Cコース	① + ③											
Dコース	② + ③											
2	<p>安心機能②(ご家族用一時金)のみ、金額指定が可能 (安心機能③の金額が、ご相続発生時の残高を基準とすることから、契約時には安心機能①・③とも未確定となります。)</p>	<p>安心機能①・②・③ それぞれの金額を契約時に指定いただけます。 (ご相続発生時に、安心機能①に残額がある場合には、安心機能②もしくは安心機能③に充当いただきます。)</p>										
3	<p>ご相続発生時に一時金(安心機能②の金額)をお受け取りいただく方は、1名のみ指定</p>	<p>安心機能②について、複数名の指定が可能になりました。</p>										

【商品概要】

販売対象	個人のお客さま
信託金額	200万円以上3,000万円以下(1円単位)
信託期間	5年以上30年以内
運用方法	金銭信託5年ものによる合同運用(元本保証・預金保険制度対象)
信託報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・管理報酬：無料 ・運用報酬：3月・9月の各25日および信託期間満了日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額(予定配当率と信託金の元本により計算される額)等を差し引いた額